

## 併合管轄に関する議論（再論）

## 1 中間試案における提案

- ① 一の人事に関する訴えで同一の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする数個の請求をする場合において、日本の裁判所が一の請求について管轄権を有し、他の請求について管轄権を有しないときは、日本の裁判所がその訴えの管轄権を有するものとする（注1）。
- ② 家事審判の申立てについて、①と同様の措置を採るものとする。（注2）
- ③ 一の訴えで人事訴訟に係る請求と当該人事訴訟の被告に対する当該請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求とをする場合において、日本の裁判所が人事訴訟に係る請求について管轄権を有するときは、日本の裁判所がその訴えの管轄権を有するものとする。
- 二 人事訴訟に係る請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求を目的とする訴え（当該人事訴訟の当事者以外の者に対するものを除く。）は、既に日本の裁判所に当該人事訴訟が係属する場合にも、日本の裁判所がその訴えの管轄権を有するものとする。
- ④ 離婚の訴え又は婚姻の取消しの訴えと併せて親権者の指定に関する処分についての裁判を行う場合には、日本の裁判所が親権者の指定に関する処分（注3）について管轄権を有しないときであっても、離婚の訴え又は婚姻の取消しの訴えに係る請求について日本の裁判所が管轄権を有するときは、日本の裁判所は、親権者の指定に関する処分についても管轄権を有するものとする（注4）。

（注1）①に関し、同一の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする場合以外に、具体的な事案における密接関連性が認められる場合にも併合管轄を認めるべきか否かにつき、引き続き検討する。

（注2）その具体的な内容については、引き続き検討する。

（注3）子の監護者の指定その他の監護に関する処分、財産分与事件についても併合管轄を認めるべきか否か、認めるとした場合に、類型的に併合管轄を認めるか、事案の内容に着目した関連性を要求すべきかについては、引き続き検討する。

(注4) 諸外国には様々な法制があり得ることを踏まえ、例えば、準拠法が、離婚の裁判を行う際に特定の処分を併せて行うことを必要としている場合に限り、当該裁判の管轄権を有する裁判所は、必要とされている当該処分を行うことができるとの規律とすることも考えられる。このような考え方を採用するか否か、採用する場合、その旨の明文の規定を設けるか否かについて、引き続き検討する。

## 2 併合管轄を認めるべきか否かの検討

### (1) 一般的な併合管轄

#### ア 人事訴訟事件

(ア) 「同一の身分関係」に該当して併合管轄が認められると考えられる具体例として、①同一の婚姻関係に係る婚姻の無効若しくは取消し、離婚又は協議上の離婚の無効若しくは取消しの各訴え、②第三者の提起する他人間の婚姻の無効の確認の訴えにおける当該他人間の婚姻関係がある。上記①については、「婚姻・離婚に関する訴え」として同一の管轄原因を提案しているため、併合管轄による必要がない。他方、上記②については、併合管轄を認める実益があり、認めるべきであるとの意見が多数であったと認識している。

ただし、上記②について、併合管轄の規律によるべきであるか否かには問題があるとの指摘があった。

(イ) 「同一の身分関係」に該当するか否かが問題となると考えられる事例として、共同縁組（民法第 795 条）の場合の離縁又は縁組の無効がある。この場合、実体法上、養親の一方のみとの関係において離縁ができるのか、養親の一方のみとの離縁の無効があり得るのかについては争いがあり、例えば、養親の一方のみとの離縁の無効があり得ないと解するのであれば、共同縁組における縁組無効の訴えは固有必要的共同訴訟と解すべきことになる。

実体法の解釈について、本部会で一定の方向性を決するべきではないが、上記のとおり、実体法の解釈によっては固有必要的共同訴訟となるが、そのように解するのであれば、共同縁組における縁組は、養子と養父、養母の三者関係を一体のものと解することとなり、「同一の身分関係」と解し得るのではない。

(ウ) 「同一の身分関係」に該当しない例として、ある者がその配偶者の親の養子となっている場合における、配偶者からの離婚の訴えと配偶者の親である養親からの離縁の訴えが考えられる。そのため、たとえ

配偶者の親に対する暴力という同一の事実上の原因に基づく離婚請求及び離縁請求であったとしても、併合による管轄は認められないこととなる。

このような場合にも、併合管轄を認めるべきであるとの意見も存在したが、このような場合に併合管轄を認めることについては、消極的な意見が多数であったと認識している。

## イ 家事審判事件

### (7) 家事事件手続法別表の事項の項が同じであり、具体的な審判対象も同一であると考えられる場合

この具体例としては、①妻と子が申し立てる夫（父）の（成年）後見開始の審判の申立てや、②複数の扶養義務者間の扶養の順位の決定の審判の申立て（例えば、A、B、Cのきょうだい間における、Aを申立人とし、B、Cを相手方とした、親Xを対象とする扶養の順位の決定の審判事件の申立て）が考えられる。

上記①については、申立人が複数になる事案であるところ、成年後見等に関する審判事件の国際裁判管轄については成年被後見人となるべき者の住所若しくは居所又は国籍を基準とした管轄原因を提案しているため、併合管轄を認める必要はないものと考えられる。他方、上記②の場合は、管轄原因が区々となる可能性があるため、併合管轄を認める実益が存在し、併合管轄を認めるべきであるという意見が存在した。

### (4) 家事事件手続法別表の事項の項が同じであるが、具体的な審判対象は同一でないと考えられる場合

a この具体例としては、①父及び母を同じくする数人の子についての親権者の変更の審判の申立てをする場合、②離婚した夫婦A、Bにおいて、その子であるXの監護権者でないAが、Bを相手方として子の監護権者の変更を求めると共に、子の監護費用の分担の申立てをする場合（いずれも家事事件手続法別表第二の3の項の子の監護に関する処分の審判事件に属する。）が考えられる。

これらの場合に、併合管轄を認めてよいか否かには、議論があり得るものと考えられる。

b さらに、事実として全く関係の無い身分関係に関する場合も考えられ、極端な例としては、全く無関係のAとBについて、Aの子C

についての親権者の変更の申立てとBの子Dについての親権者の変更の申立てという場合が考えられる。

このような場合に、併合管轄を認めるべきでないことに異論はないものと考えられる（もっとも、この場合には、家事事件手続法第49条第3項の要件を充足せず、(国内) 手続の問題として、そもそも一の申立てですることができないと考えられる。）。

**(ウ) 家事事件手続法別表の事項の項が別であるが、具体的な審判対象が密接に関連していると考えられる場合**

この場合としては、①離婚した夫婦の一方がその他方を相手方としてする、財産の分与に関する処分の審判の申立てと請求すべき按分割合に関する処分の審判の申立て（注）や、②離婚した夫婦において、親権者でない一方が親権者である他方を相手方としてする、親権者の変更の申立て（親権に関する審判事件）と子の引渡しの申立て（子の監護に関する処分の審判事件）、③母が死亡している場合において、唯一の親権者である父が子を虐待しているとして、親族が請求する、親権喪失の申立て（親権に関する審判事件）とそれを前提とした未成年後見人の選任の申立て（未成年後見に関する審判事件）、④後見開始の審判の申立てと成年後見監督人の選任の申立て（成年後見に関する審判事件）が考え得る。

これらの場合にも併合管轄を認めるべきか否かについては、議論があり得るものと考えられる。

（注）もっとも、請求すべき按分割合に関する処分の審判事件については日本の裁判所の専属管轄とするか又はその旨の明文の規定を設けないこととしても日本の裁判所の専属管轄と解釈することが可能であると考えられることも踏まえて管轄規定を設けないことを提案しているため、併合管轄の規律についての一般的な議論に関わらず、当該事件について併合管轄を認めるものとすることは妥当でないと考えられる。

**(イ) 家事事件手続法別表の事項の項が別であり、具体的な審判対象が密接関連でもない場合**

この場合、併合管轄を認めるべきではないと考えられる。

**ウ 家事調停事件**

家事調停事件についても、家事審判事件と基本的に同様に考えるべき

であると思われるが、家事調停事件においては原則として合意管轄を認めることを提案していることなどとの関係も踏まえ、その必要性につき検討する必要がある。

## (2) 関連損害賠償請求

試案③においては、人事訴訟の当事者以外の者に対する請求の場合には、併合による管轄を認めないことを提案している。

この点に関し、関連損害賠償請求は本来財産権上の訴えに当たるため、試案③の規律で人事訴訟の当事者以外の者に対する請求についての併合管轄を制限しても、結局、民事訴訟法の規定により日本の裁判所の管轄権が認められるのではないかとの指摘があった。他方で、試案③の規律を人事訴訟の当事者以外の者に対する請求にまで拡張するとすれば、民事訴訟法によっては日本の裁判所に管轄権が認められない事例にまで併合管轄を認めることになり、問題があるとも考え得る。

また、試案③において、民事訴訟法によって日本の裁判所に管轄権が認められる範囲では併合管轄が認められることを明示することも考えられる。他方、民事訴訟法によって日本の裁判所に管轄権が別途認められれば、(国内の) 手続に関する人事訴訟法第 17 条第 1 項又は第 2 項により、家庭裁判所で併合審理することができるから、このような規定を設ける必要はないとも考え得る。

## (3) 附帯処分等

### ア 離婚の訴えに係る請求を認容する判決等における親権者の指定

(ア) 国内訴訟においては、婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る請求を認容する判決をする場合、親権者の指定についての裁判をしなければならないとされている(民法第 819 条第 2 項、第 749 条、人事訴訟法第 32 条第 2 項及び第 3 項)。

本部会においては、少なくとも、民法等、離婚又は婚姻の取消しの場合に親権者の指定を必ず行わなければならないとされている実質法が準拠法となった場合の処理に窮することは避けなければならないとの点では概ねの一致をみたものと認識している。

(イ) もっとも、具体的な規律の在り方としては、大きく、①実際にどのような実質法が準拠法となるかに関わらず、併合管轄が認められるようにすべきであるとの意見と、②準拠法上、離婚等とある処分を必ず併せて行わなければならないとされている場合に限って、当該処分を

もできるようにすべきであるとの意見とがあったものと認識している。

また、上記②の意見については、当該規律が併合「管轄」の規律であるのか否か、そこにいう「準拠法」は離婚等の準拠法であるのか、それとも親子関係の準拠法であるのか等を検討する必要があるとの指摘もある。

なお、上記①及び②のいずれの意見においても、日本の裁判所で親権者の指定を行うことが子の福祉に反する場合、特別の事情による却下によって対処することが考えられる（注）。

（注）上記①の意見からは、親権者の指定のみが却下されることになり、上記②の意見（特に当該規律を併合「管轄」の規律と考えない見解）からは、離婚及び親権者の指定が却下されることになると考えられる。

## イ 附帯処分

人事訴訟法第32条第1項は、申立てにより、夫婦の一方が他の一方に対して提起した婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る請求を認容する判決において、子の監護権者の指定その他子の監護に関する処分、財産の分与に関する処分及び請求すべき按分割合に関する処分（以下、これらの処分を併せて「附帯処分」という。）について、あわせて裁判をしなければならぬ旨規定している。

本部会では、附帯処分について併合管轄を認めることには、積極方向と消極方向との両方の意見があったと認識している。

消極方向の意見については、準拠法上、離婚等とある処分を必ず併せて行わなければならないとされている場合にはどのように対応するのかを検討する必要があるとの指摘もあり得る。

なお、請求すべき按分割合に関する処分の審判事件については、日本の裁判所の専属管轄とする規定を設けるか又はその旨の明文の規定を設けないこととしても日本の裁判所の専属管轄と解釈することが可能であると考えられることも踏まえて管轄規定を設けないことを提案しているため、当該事件について併合管轄を認めるものとすることは妥当でないと考えられる。